

「青年期の発達障害者に対する「居場所づくり」モデル事業」企画提案募集要項

1 趣旨

義務教育終了により、集団での経験や他者との関わり方を学ぶ機会が減少し、コミュニケーションが苦手などの特性により他者とのつながりが希薄化するなどの課題がある高校生等の青年期世代の発達障害者に対し、仲間との関わりの中で学びを得られる「居場所づくり」をモデル実施し、成果の発信を行うこととし、「青年期の発達障害者に対する「居場所づくり」モデル事業」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体（個人を除く）であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 県内に事業拠点となる事務所を置き、県内の発達障害児者への支援を実施していること。
- (3) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (4) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募手続の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

業務仕様書に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 経費等

- (1) 事業費 2,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。） ※1件あたり
- (2) 経費は、事業の実施に必要な全ての経費を含むこと。
- (3) 委託料の支払いは原則精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認後に支払う。なお、事業の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。

5 募集件数

2件（居場所の開設件数）

6 企画提案に係る手続

(1) 応募手続

ア 応募提出書類

この募集要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）各1部を提出。

- (ア) 応募申請書 (様式1)
- (イ) 提案者概要 (様式2)
- (ウ) 企画提案書 (様式3)
- (エ) 経費積算見積書 (様式4)
- (オ) その他提案内容を説明する書類 (様式任意)
- (カ) 添付書類
 - a 会社概要等提案者の概要を説明する書類
 - b 定款又は寄附行為 (法人格を有していない場合は規約等これに類する書類)
 - c 登記簿謄本 (法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類) (提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
 - d 県税 (個人県民税及び地方消費税を除く) に係る徴収金 (延滞金等の附帯金を含む) の滞納がないことを証する納税証明書(3) (提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
※本県での課税実績がない場合は、誓約書 (様式5) を提出すること
 - e 誓約書 (様式6) (様式7)

イ 提出方法

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和5年4月20日(木)午後5時までに事務局に到着するように提出すること。※同一法人その他の団体が複数の応募図書を提出することは可

ウ 受付期間

令和5年4月6日(木)から同年4月20日(木)までの間(土曜日、日曜日を除く。)の各日午前9時から午後5時30分まで(ただし、4月20日(木)は、午後5時まで)。

(2) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和5年4月6日(木)から同年4月12日(水)までの間の各日午前9時から午後5時30分まで

イ 提出方法

持参又は電子メールにより事務局に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和5年4月17日(月)までに、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者に対して回答の内容を連絡する。

(3) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(5) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

- ア 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績等
- イ 運営方針 運営方針や事業の考え方等
- ウ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (5) 選定業務者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (6) 選定業務者は、当該委託契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。
- (7) 本事業の委託対象経費については、その他の国や県、市町、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないよう注意すること。

9 事務局

兵庫県福祉部障害福祉課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-341-7711 (内線2963) F A X 078-362-3911

電子メール shougaika@pref.hyogo.lg.jp